



農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにおいては、当該通知に係る変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実績に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

（総交付対象数量）

**第六条** 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ  
る総交付対象数量の改定について準用する。  
**(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量  
の認定等)**

**第七条 農林水産大臣**（第五条第七項の規定によ  
る都道府県知事への通知があつた場合にあつては、  
当該都道府県知事。次項において同じ。）は、  
当該会計年度において、政令で定めるところにより、  
政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による  
通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が  
該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の  
数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳  
の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ご  
とに、同項の規定により対象事業者ごとに認定し  
た数量（その数量の当該会計年度における合  
計が、交付対象数量を超える場合にあつては、  
当該認定した数量から当該超える数量を控除して  
得た数量（当該数量が零を下回る場合には零  
とする。）を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量  
に、次条第一項の規定により定められる生産者  
補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交  
付金等として、対象事業者に交付するものとす  
る。

（生産者補給金の単価）

**第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣**  
が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び  
乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情  
を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原  
料乳であると認められる地域における生乳の再  
生産を確保することを旨として定めるものとす  
る。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定め  
るに当たつては、酪農経営の合理化及び集乳運  
送の効率化を促進することとなるように配慮する  
ものとす。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産  
者補給金の単価について準用する。  
(第一号対象事業者による生産者補給金の交付  
等)

**第九条 機構から生産者補給交付金の交付を受け  
た第一号対象事業者（第一号対象事業を行つた  
象事業者をい。以下同じ。）は、その交付を受  
けた生産者補給交付金の金額に相当する金額  
を、生産者補給金として、当該第一号対象事業  
者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販  
売等)**

に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に對し、その者に對して交付する生産者補給金の額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し交付しなければならない。（前項の規定による生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。）

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた等の者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に生乳販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法で、（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

すれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号ロの地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域）を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程（以下「業務規程」という。）において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方針、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならぬ。

（指定の公示等）

**第十一條** 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

## (業務規程の変更)

**第十二条** 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの（次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。）は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

**2** 指定事業者は、業務規程を変更したとき（農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

## (指定の解除)

**第十三条** 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

**1** 第十条第一項第一号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。  
**2** 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。  
**3** 指定の解除の申出（指定生乳生産者団体においては、総会の議決を経てされたものに限る。）があつたとき。

都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

**1** 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。  
**2** 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

**3** この法律又は業務規程に違反して生産者給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。

**4** 第十一条の規定は、前二項の規定による指定（集送乳調整金の金額等）

**第十四条** 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

**第五十五条** 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定によ

り定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

**二** 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

**2** 指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

**3** 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

## (指定事業者による集送乳調整金の交付)

**第十六条** 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

**2** 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

**三** 第六条第二項の規定による売渡し又は前項の規定による契約を機構と締結しなければならない。

**4** 第一項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

**5** 第一項の規定については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

**四** 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

**五** 第一項の機構の承諾に關する必要な事項は、政令で定める。

## (輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

**第十七条** 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品（以下「指定乳製品等」という。）を輸入するものとする。

**2** 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合に、政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）を輸入するものとする。

**3** 第十八条第一項の規定による輸入申告をする（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）

**第十八条** 指定乳製品等につけての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等につけて輸入申告をする（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）

**2** 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

**3** 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しを受けるに當つて、当該売戻しをする者がその売戻しに係る指定乳製品等を買ひ戻さなければならない旨の条件を付することができる。

**第十九条** 前条第一項の規定による売戻しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等についての機構の買入れの価額をすべき価額とする。

**第二十条** 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

**2** 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しを受けるに當つて、当該売戻しをする者がその売戻しに係る指定乳製品等を買ひ戻さなければならない旨の条件を付することができる。

**3** 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

**第二十二条** 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をするべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

**第二十三条** 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡しが可能となる。

**2** 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

**3** 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

**二** 指定乳製品の保管する指定乳製品等を売渡す場合において、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

**一** その保管する指定乳製品等の数量が農林省令で定める数量を超えるに至つた場合

**二** その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

**三** その他農林水産省令で定める場合

**(指定乳製品等の売渡しをしない場合)**

**二** その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

**三** その他農林水産省令で定める場合

**(指定乳製品等の売渡しをしない場合)**

**二** その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

**三** その他農林水産省令で定める場合

一 第二十三条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二 第二十三条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

**第二十六条** 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

### 第五章 雜則

#### (財務大臣との協議)

**第二十七条** 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(指導及び助言)

**第二十八条** 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

#### (報告及び検査)

**第二十九条** 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者(これらが直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む)に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者的事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができることとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品等の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらが直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者的事務所その他事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

### 3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場(肉用牛又は肉豚に係るものに限る。)の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚(牛肉又は豚肉を含む。)の販売の委託若しくは売渡しを受けた者(その者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、肉用牛又は肉豚の生産費(と畜に係るものに限る。)、肉用牛又は肉豚(牛肉又は豚肉を含む。)の販売価格その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

### 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第三十四条** 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 则 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则 (昭和五〇年四月一八日法律第二百四号) 抄**

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (事業団の設立)

**第五条** 2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

#### (酪農振興基金の解散等)

**第六条** 酪農振興基金は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

**2 酪農振興基金の解散の時までに政府から酪農振興基金に対して出資された五億円及びその時までに政府以外の者から酪農振興基金に対して出資された額は、それぞれ、事業団の設立に際して政府及び第十七条第一項に規定する者から事業団に對し出資されたものとする。**

**3 酪農振興基金の解散については、廃止前の酪農振興基金法(昭和三十三年法律第七十三号)第四十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行なわない。**

**4 前条第一項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職權で、酪農振興基金の解散の登記をしなければならない。**

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (八号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (附 则 (昭和五八年一二月二日法律第七百八号) 抄)

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (附 则 (昭和五八年五月一〇日法律第四百八号) 抄)

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (附 则 (昭和五八年一二月二日法律第七百八号) 抄)

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (附 则 (昭和三七年五月一日法律第一〇一號) 抄)

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (附 则 (昭和三七年五月一日法律第一〇一號) 抄)

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

### 附 则 (昭和四一年七月一八日法律第一三〇号) 抄

**附 則** (昭和六三年一月二二日法律第  
九七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七条の改正規定、第三十八条第一項の改正規定(同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十条の改正規定、第四十条の二を削る改正規定、第四十一条の改正規定、第四十八条第一項の改正規定、第五十三条第一項ただし書及び第三項を削る改正規定、第五十四条の三第一項の改正規定(前条第一項)を「前条」に改める部分を除く。)の改正規定、第六十二条第一項の改正規定(同項第二項の改正規定、第六十二条第一項の改正規定及び附則第十一条の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第二百十二号)第二十条第一項の改正規定、第二十条第三項の改正規定(第四十五条の二)を「第四十七条第一項」に改める部分を除く。)及び第二十条の二の改正規定に限る。)の規定は、昭和六十六年四月一日から施行する。(経過措置等)

**第二条** この法律の施行の際現に畜産振興事業団(以下「事業団」という。)の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

**第三条** 事業団は、改正後の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「新法」という。)第三十条第一項及び第二項に規定する業務のほか、改正前の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第四十条の二の規定により買い入れた輸入に係る牛肉の交換、売渡し及び保管の業務を行うことができる。この場合ににおいて、新法第五十八条第二項及び新法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九十七号)附則第三条の規定」と、新法第六十八条第六号中「第三十八条第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項若しくは第二項又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項前段」とする。

前項に規定する輸入に係る牛肉の売渡し及び交換については、なお従前の例による。

**第四条** 事業団は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第五十四条の三第一項の規定により管理されている旧法第五十五条の規定により管理する規

第三項の規定により繰り入れた繰入金に係る資金を、附則第七条の規定による改正後の加工原乳生産者補給金等暫定措置法第二十条第三項の規定により読み替えられる新法第五十四条の第一項に規定する繰入金に係る資金として管理しなければならない。

**第六条** 事業団は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において、当該規定の施行の際に輸入に係る牛肉についての旧法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る旧法第四十条第一項第一号及び第二号の業務(これら

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

**附 則** (平成一年一月六日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 附 則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十条** 附則第十九条(畜産物の価格安定法(昭和四十四年法律第一六二号)第二十七条及び第三十七条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為(以下「経過措置」という。)は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十一条** 附則第十九条(畜産物の価格安定法(昭和四十四年法律第一六二号)第二十七条及び第三十七条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為(以下「経過措置」という。)は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十二条** 畜産振興事業団の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならぬ義務については、附則第十九条の規定の施行により管

第三項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十九条の規定の施行後にして行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二八年一月一六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に定められた日から施行する。

**第二条** 附則第十七条及び第十八条の規定

二 附則第十七条及び第十八条の規定

平成三十一年三月三十一日

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止) (昭和四十年法律第一百二十二号)は、廃止する。

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

### 第三条

第一条の規定による改正後の畜産經營の安定に関する法律(以下「新畜安法」という。)第二条第四項に規定する対象事業者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新畜安法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する年間販売計画を作成し、同項に規定する契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出することができる。

**第四条** 平成三十年度の総交付対象数量(新畜安法第十二条第四項に規定する総交付対象数量をいう。次項において同じ。)、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価の決定については、新畜安法第十三条第二項(新畜安法第十五回合を含む。)中、「毎会計年度、当該会計年度の三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。」とあるのは、「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十号)の施行後遅滞なく」とする。

農林水産大臣は、平成三十年度の総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めようとするときは、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽くことができる。

**第五条** 新畜安法第二条第四項第一号に規定する第一号対象事業を行なう同項に規定する対象事業者は、施行日前においても、新畜安法第十七条の規定の例により、指定の申請をすることができる。

2 前項の規定により指定の申請があつた場合における当該指定については、新畜安法第十七条第一項及び第十八条の規定の例によるものとする。この場合において、同項の規定の例により指定を受けたときは、施行日前において同項の規定により指定を受けたものとみなす。

**第六条** 平成二十九年度の加工原料乳(附則第二条の規定による廃止前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(附則第八条において「旧暫定措置法」という。)第二条第一項に規定する加工原料乳をいう。)についての生産者補給交付金及び生産者補給金の交付については、なお従前の例による。

**第七条** 施行日前に、第一条の規定による改正前の畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項

の認定を受けた同項の計画及び同条第二項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

### 第八条

施行日前に旧暫定措置法第四章の規定によりした処分、手続その他の行為は、新畜安法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

### 第九条

施行日前にした行為並びに附則第六条及び第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

### 第十条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

### 第十一条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、新畜安法第三章の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

**第十八条** 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日